

令和 7 年度

東近江市農業委員会
第 7 回（10 月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和7年10月10日（金）午前9時30分から午前10時45分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314、315会議室

3. 出席委員 34人 欠席委員 6人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	21	出
2	出	22	出
3	出	23	出
4	出	24	出
5	出	25	出
6	出	26	出
7	出	27	出
8	欠	28	出
9	欠	29	出
10	出	30	出
11	出	31	出
12	欠	32	欠
13	出	33	出
14	出	34	出
15	出	35	出
16	出	36	出
17	出	37	欠
18	出	38	出
19	欠	39	出
20	出	40	出
議長（会長）	出		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 買受適格証明について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

- 議案第5号 非農地証明書交付申請について
 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告について
 報告第2号 田畠転換等農地の形状変更の報告について
 報告第3号 電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う土地利用協議の報告について
 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
 報告第5号 農地の貸借権の合意解約の報告について
 報告書6号 市街化調整区域内における農家住宅の農業者証明の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局長	出	主任	出
参事	出	主事	出
参事	出		

6. 会議の内容

議長 それではただ今から、令和7年度 第7回（10月期）月例総会を開会致します。現在の出席者数は34名、欠席者数は6名（〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員）ですので、この総会は成立致します。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議席番号22番〇〇〇〇委員、23番〇〇〇〇委員のお二人を指名します。

最初に議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 お疲れさまです。

それでは議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について 農地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

議案書2ページを御覧ください。

番号1について、議案書の記載のとおり、上麻生町地先の農地4筆及び蒲生岡本町地先の農地1筆合計面積 10,057 平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。

譲渡人の農業廃止に伴い、要望を受けた譲受人が引き継いで水稻を栽培されます。

番号 2 について、議案書の記載のとおり、上麻生町地先の農地 8 筆合計面積 15,358 平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。譲渡人の農業廃止に伴い、要望を受けた譲受人が引き継いで水稻を栽培されます。

番号 3 について、議案書の記載のとおり、上麻生町地先の農地 3 筆面積 6,159 平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。譲渡人の農業廃止に伴い、要望を受けた譲受人が引き継いで水稻を栽培されます。

議案書 3 ページを御覧ください。

番号 4 について、議案書の記載のとおり、上麻生町地先の農地 8 筆合計面積 7,504 平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。譲渡人の農業廃止に伴い、要望を受けた譲受人が引き継いで水稻及び花木を栽培されます。

番号 5 について、議案書の記載のとおり、上大森町地先の農地 3 筆合計面積 5,983 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲渡人が県外に居住し管理が困難なため、要望を受けた譲受人が引き継いで自らが常時従事者たる構成員の農地所有適格法人に取得した農地を貸し付け、水稻を栽培されます。

番号 6 について、議案書の記載のとおり、小田苅町地先の農地 2 筆合計面積 4,629 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲渡人の農業廃止に伴い、要望を受けた譲受人が引き継いで水稻等を栽培されます。

番号 7 について、議案書の記載のとおり、池田町地先の農地 1 筆面積 1,909 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲受人から譲渡人に要望し、譲受人が経営規模を拡大されます。

議案書 4 ページを御覧ください。

番号 8 について、議案書の記載のとおり、今町地先の農地 1 筆面積 175 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲渡人が資金調達のために申請地を売却し、譲受人が引き継いで季節野菜を栽培されます。

番号 9 について、議案書の記載のとおり、建部下野町地先の農地 18 筆合計面積 11,239 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲渡人の高齢化による経営縮小に伴い、譲受人が経営規模を拡大されます。

議案書 5 ページを御覧ください。

番号 10 について、議案書の記載のとおり、建部南町地先の農地 1 筆面積 394 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲渡人の農業廃止に伴い、申請地の隣接地に居住し、以前から申請地で栽培の手伝いをされている譲受人が引き継いで季節野菜等を栽培されます。

番号 11 について、議案書の記載のとおり、沖野三丁目地先の農地 2 筆合計面積 1,730 平方メートルについて代物弁済による所有権移転の申請がありました。譲渡人が債務を弁済する代わりに申請地を給付し、譲渡人の要望を受けた譲受人が引き継いでキャッサバを栽培されます。

番号 12 について、議案書の記載のとおり、沖野三丁目地先の農地 4 筆合計面積 7,820 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲渡人の高齢化による経営縮小に伴い、要望を受けた譲受人が引き継いで水稻を栽培されます。

番号 5 は譲受人の取得後においての耕作面積が 50 アール未満であることから、営農計画書が添付してあります。

また、番号 8 の農地を初めて取得されることについて、営農計画書の内容から、8 年間家庭菜園をしていた経験を活かし、家庭菜園目的で季節野菜を育てていかれること、継続的に営農をされていく旨の確認をしました。番号 10 の農地を初めて取得されることについては、営農計画書の内容から、2 年間家庭菜園をされていた経験を活かし、家庭菜園目的で季節野菜を育てていかれること、継続的に営農をされていく旨の確認をしました。番号 12 の農地を初めて取得されることについても、営農計画書の内容から、家庭菜園目的でキャッサバを育てていかれること、農業に必要な知識や技術を知人等から教授してもらいつつ、継続的に営農をされていく旨の確認をしました。

全ての譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

そして、農作業に必要な農機具については、家庭菜園で利用する目的で農地を取得される方については、家庭用草刈り機、鎌、鋤、スコップ、軽トラック等を所有されています。また、今後、営農を継続的に行う上で必要となる農機具については、計画的に所有されることを検討される旨も確認しています。

その他の譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糲摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しておられます。経営農地について、どの案件についても譲受人又はその同居する世帯員等で耕作され、各申請のそれぞれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。

これらのことから、農地法第 3 条第 2 項各号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいており、問題はないと考えます。以上、御審議よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号 1 から番号 12 までを一括して何かご意見はございますか。

21 番 意見でなくて、教えて頂きたい事が 2 点あります。

今すぐは無理と思いますので、担当課に確認をしていただきたいと思います。一つは 1 番から 4 番で、農業法人が贈与で農地を取得しますが、それに関して税の関係で何か問題があるのかないのか。その辺を税関係に確認をして頂き教えて頂きたい。

もう一つ11番の案件ですが、契約内容が代物返済となっていますが売買や贈与でしたらわかりますが、代物返済は何をもって代物されるのかを教えて貰えたらと思います。

事務局 1番から4番については確認して後日お答えします。11番については売渡人の方が持分に抵当権を設定されていまして、平成30年5月10日設定されています。債務を返済する代わりに申請地を渡すことで代物返済されます。譲受人も承諾されています。

21番 抵当権はそのままでですか。

事務局 抵当権が平成30年5月10日設定されていまして、今回この土地を給付することで相手さんが承諾されているので、代物返済という形になりました。

議長 他よろしいでしょうか。
ご意見もないようですので、採決に移ります。
番号1から番号12まで承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議長 次に、議案第2号「買受適格証明について」を議題といたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地買受適格証明について」説明いたします。
まず、議案に入ります前に、「農地買受適格証明とは」を説明いたします。
農地買受適格証明は競売に付された農地を取得する際の競売に参加するために必要な証明書となります。
競売に付された農地を取得する際には、通常の農地を取得する場合と同様に農地法第3条の許可要件を満たしている必要があります。農地買受適格証明はこの要件を満たしていることを証明するものとなります。
なお、落札後には、改めて農地法第3条の許可申請が必要となります。

それでは、今回の議案について御説明させていただきます。
大津地方裁判所彦根支部において令和7年10月27日から入札が執行され競売案件について買受申出人として参加するため、3名から農地買受適格証明願が提出されましたので、証明書を交付することについて意見を求めるものです。
申請地はいずれも稻垂町地先の農地1筆で、申請人は議案書に記載のとおりです。
なお、競売物件につきましては、農地の他に宅地、居宅等を一括して競売に付されています。
番号1から3の申請人について、いずれも経営面積は0アールですが、
営農計画書を添付されており、農作業に必要な農機具については、家庭菜園で必要な草刈り機、鎌、スコップ等を所有されています。
全ての譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

経営農地については、譲受人又はその同居する世帯員等で耕作され、各申請のそれれにおいて全部効率利用の面でも問題ないと考えます。

これらのことから、農地法第3条第2項各号の許可要件を満たしていると考えます。また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいており、問題はないと考えます。以上、御審議よろしくお願ひします。

議長 本案について何かご意見はござりますか。

よろしいですか。

ご意見もないようですので、採決に移ります。

本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議長 次に、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。

それでは事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について農地を転用したい旨、次のとおり申請がありましたので、許可することについて意見を求めます。

議案書の7ページをご覧ください。

本件は、小田町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地1筆、933平方メートルの土地を貸露天駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請地の集落に所在する事業所では、事業拡大により現在の事業所敷地だけではトラックや従業員用の駐車スペースが不足しており、駐車場の需要があるため当該申請地を選定されました。土地の利用計画については、2つの事業者のトラック5台分及び従業員用車両4台分の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、土砂を入れ、碎石仕上げとする計画です。

申請地は第1種農地と判断でき、原則許可できませんが、申請地の周辺に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○○委員です。

本案件については、一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

本案については、事前調査がなされておりますので、現地調査の報告を求めます。

4番 小田町ですけど、事業所が沢山ある所です。申請地は防草シートが貼ってある農地でありますので、駐車場として利用されるのが妥当かなど思います。特に問題は無いと思います。

議長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。
それでは、本案について何か御意見はございますか。
よろしいですか。

御意見もないようですので、採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 ここで、議案の説明に入ります前に、議案書の訂正をさせていただきます。
番号6につきましては、許可申請の取り下げ願がありましたので、取り下げとさせていただきます。理由といたしましては、申請地が接道の要件を満たさないことが判明し、計画の変更が生じたためです。

それでは議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があつたので、許可することについて意見を求める
議案書の8ページから10ページをご覧ください。

番号1についてご説明いたします。

本件は、大森町に居住する譲受人が、上中野町地先の農地2筆、合計面積611平方メートルの土地を売買により取得し、自己用住宅と倉庫として利用するため転用の申請があつたものです。

なお、申請地には昭和58年に譲渡人の父が自己用農業施設として転用の届出がなされている農舎が建っており、今回はこの農舎を倉庫として譲受人が利用されることから改めて全体面積を許可案件として申請されました。

申請理由及び土地の選定理由については、現在、申請人は賃貸アパートに居住されていますが、手狭なことから現住居にも近く、通勤に支障のない当該申請地を選定されたとのことです。

土地の利用計画については、64.39平方メートルの住宅1棟及び101.61平方メートルの倉庫1棟と駐車スペースに利用される計画です。

土地の造成計画につきましては、隣接の道路高まで盛土をされ、地均をされる計画です。また、雨水については、北東に設置する会所枠にて集水し、隣接排水路に排水処理される計画です。

申請地は、第1種農地と判断でき、原則許可が出来ませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、例外的に許可し得るものであります。
また、添付書類についても問題はありませんでした。
担当農業委員は、○○○○委員です。

番号2について御説明いたします。

本件は、池庄町に所在する不動産の売買・仲介・賃貸・管理業等を行う法人が、長町地先の農地3筆、合計面積3,303平方メートルの土地を売買で取得し建売分譲宅地(12区画)として利用するために転用の申請があったものです。申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請地の近隣は、住宅が数多く立ち並んでおり、郵便局、小学校などの公共サービスも充実している地先で、地域の次世代の担い手が住む環境に恵まれており、住宅の需要があるため当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建売分譲宅地12区画分として利用されます。土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、土砂を入れ、整地される計画で、雨水については、敷地内に新設する側溝から既存の道路に放流し処理されます。

申請地は、第2種農地と判断でき、集落に接続して設置される住宅であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

なお、申請地は、都市計画法第29条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可は、この許可と同時に使うものとします。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○○○委員です。

番号3について御説明いたします。

本件は、今在家町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積241平方メートルの土地を贈与で取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地法が施行される以前の昭和20年頃から譲受人の親戚が住宅として利用されており、平成22年に家屋の解体後は申請者が駐車場として利用されています。

申請理由及び土地の選定理由については、申請者は申請地の隣接地に居住していますが、自家用車と親戚来訪時及び来客用の駐車場が必要であり、利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、普通車6台分の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、造成等の工事は行わず現状のまま利用されます。雨水については、東側及び西側にある道路側溝に放流し処理されます。

申請地は第3種農地と判断でき、原則許可できるものとなっております。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○○○委員です。

番号4について御説明いたします。

本件は、愛荘町に居住する者が、小八木町地先の農地1筆、面積52平方メートルの土地を売買で取得し、貸車庫として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、譲渡人の夫が平成4年に転用許可不要の2アール未満の自己

用の農舎として建築したことから理由書付きの申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請者は申請地の近接地で事業を行っていますが、社用車用の車庫が必要であり、個人として自己の法人に貸付ける車庫として利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、社用車1台分の車庫として利用されます。

土地の造成計画につきましては、造成等の工事は行わず現状のまま利用されます。雨水については、申請地北東側の道路側溝に放流し処理されます。

申請地は第3種農地と判断でき、原則許可できるとものなっております。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○○○委員です。

番号5について御説明いたします。

本件は、横溝町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積52平方メートルの土地を売買で取得し、農業用駐車場として利用するために転用の申請があつたものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに譲渡人が昭和42年頃から駐車場や農業用道具等の置き場として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請者は申請地の周辺で農業を行っており、隣接地には農業用倉庫があり、農機具の出し入れの場所として一体として利用するのに便利であり、利便性の良い当該申請地を選定されました。土地の利用計画につきましては、農業用車両2台分の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は第1種農地と判断でき、原則許可できませんが、農業用施設であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○○○委員です。

番号7について御説明いたします。

本件は、東京都江東区に所在する電気器具の製造及び販売業を行う法人が、神郷町地先の農地14筆、合計面積10,445平方メートルの土地を売買で取得し、駐車場として利用するために転用の申請があつたものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は申請地の隣地に工場を有しており、事業の拡大により既存の施設だけでは手狭になり、また県道彦根神郷線の事業用地に自社の敷地の一部約3,100平方メートルを提供したことにより、新しい事業敷地が必要であり、既存施設の隣接地であり利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、貨物搬送車両11台、自家用車174台分の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、土砂を入れ、碎石仕上げとする計画です。雨水については、敷地内に新設する側溝から北側の道路側溝に放流処理されます。

申請地内に1筆転用されない農地がありますが、この農地につきましては相続の手続きが行われておらず、管理についても周囲の農地の耕作者が行っており

ました。現在相続の手続き中であり、相続完了後にこの農地も転用を行い駐車場の一部として利用される予定です。

また、この農地が駐車場に囲まれる形になりますが、既存の道路から農地への通路を駐車場内に設けられ、農地の管理についても譲受人が行っていくとのことです。

申請地は第1種農地と判断でき、原則許可できませんが、隣接する既存施設の面積は71,837平方メートル、その2分の1は35,918.5平方メートルであるのを許可基準である、拡張部分が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限るという基準において立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、申請地は令和7年6月26日付けで、農振農用地いわゆる青地から白地に除外されております。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○○○委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第5条第2項に基づき審査しましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

また、番号2、番号7は滋賀県農業会議の常設審議委員会への諮問案件であるため、農政・許認可等検討委員会で審議いただきました。

併せて、委員長から報告を求めます。

4番 1番の上中野町につきましては、申請地を造成して新しい住民が住れます。新しい人が来られるのは良いことと思います。場所にしても農地転用は適正だと思います。事務局の説明では、第1種農地で原則許可出来ないと説明されていますが、農地は市道を挟んでおり、反対側が集落と接続して住宅地があるので、第1種農地での説明は適正ではないのかなと思います。この転用につきましては適正であります。

3番の今在家町ですが、昭和27年に農地法が出来ました。それ以前の転用なので、問題はないと言っています。申請地は集落に入ったところなので、特に問題はないと思っています。

4番も今在家町で、こちらも集落の中にある土地であります。建物が建ってあります、2アール未満については転用申請がいらないので、顛末案件ではありません。転用については特に問題はありません。

5番 横溝町の案件について報告します。この案件につきましては県道213号線沿いで、集落に隣接しております。登記は畠で現状は宅地です。譲渡人は転用許可の必要性を知らず昭和42頃に埋め立てを行い顛末案件となっています。譲受人は隣接地に小屋が建っており農業用倉庫であり、購入については農業用駐車場として52平方メートルの土地に軽トラ2台ぐらい駐車出来ますので倉庫と一体化利用を考えております。周辺は農地も広がっており第1種農地ですが、農業用施設ですので転用許可相当と思います。

21 番 2番の長町建売分譲住宅ですが申請地の手前が市道で奥に住宅が長町です。3筆の農地を建売住宅の用地として転用をする。3,000 平方メートル超えていきますので、常設審議委員会の案件となっています。長町のすぐ近くが小田町で沢山の住宅が出来ており、人口が増えてきているので、今回この計画をされ、農振農用地からも外れています。増設は道路の高さまで上げますので、あま土をめくり、土砂の入れ替えをされるので 80 センチメートルから 1 メートルぐらい土を入れます。隣接には長町の住宅がありますので問題はないと思います。

続きまして神郷町の 1 ヘクタール超える面積の案件ですが、隣接に工場がありまして近くには消防学校があります。工場の北側に用地がありますが事務局から説明がありましたとおり、愛知川から橋を架けられ既存の道路につなげるため工場の北側の用地、約 3,000 平方メートルが県道用地となりますので、駐車場を作ることが出来ないので、工場の前に職員駐車場と大型トラックの待機場の駐車場として申請させました。高圧線が通っており関西電力が地上権を持っているので建造物は難しいので駐車場として申請をされました。先ほど事務局からの説明がありましたとおり、この中に 19 平方メートルの農地で相続が出来ていないので手続きをされていますが転用申請から外しています。そこについては、相続登記ができた時点で○○○○○○○が転用申請されます。駐車場が出来ましたらその場所は車止めをして○○○○○○○が管理をするという事です。小さな面積が残りますが、相続が出来るという事でこの転用申請も認めなければならない。また県道の付替え工事が期限も決まっていますので転用やむを得ないと思います。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。
先ほど番号 1 について、○○委員から第 1 種農地した展開を述べられていましたので、これが第 1 種農地である説明をお願いします。

事務局 番号 1 は第 1 種農地と判断しました。根拠としましては写真の隣側に農地が広がっています、そこと一体と考えています。前に道路がありますがこの道路によって分断ではありません。そのため一体と考えています。また奥の方に集落がありますが集落があるからと言って、数件であって第 2 、 3 種なるという事ではありません。街区と言って道路と道路で囲まれた区域間に家がどれだけ建っているかを含めて判断しています。

4 番 第 1 種農地は原則許可出来ないと説明されていますが、その表現がどうなのかなと思うのですが。周辺に近い農地であったら許可出来るのだから原則許可が出来ないとの表現は何とかならないのか。

事務局 第 1 種農地は原則許可が出来ないのが前提になっていますので、それについて口述書どおりの表現をさせて頂いています。

議 長 口述としてはこの形で統一していますので、ご理解を頂きたいと思います。

それでは、順次ご意見を伺っていきたいと思います。

番号 1 について何かご意見はござりますか。

よろしいですか。

番号 2 について何かご意見はございますか。
よろしいですか。

番号 3 について何かご意見はございますか。
よろしいですか。

番号 4 について何かご意見はございますか。
よろしいですか。

番号 5 について何かご意見はございますか。
よろしいですか。

番号 7 について何かご意見はございますか。
よろしいですか

御意見もないようですので、採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第 5 号「非農地証明書交付申請について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 5 号 非農地証明書交付申請について、東近江市非農地証明事務取扱要領に基づき、次のとおり申請があったので、証明書を交付することについて意見を求めます。

議案書の 11 ページをご覧ください。

非農地証明とは、農地法が制定された昭和 27 年 10 月以前から農地でない場合や 20 年以上経過した自然林の場合、登記上農地であっても非農地であると証明するものです。

番号 1 について御説明いたします。

本件の申請人は、大阪市に居住する者で申請地は、杠葉尾町地先の農地 1 筆、面積 244 平方メートルの土地です。

申請地については、昭和 49 年から耕作をされず、山林化が進行する結果となりました。

また、平成 13 年時点での写真から非農地化していると判断され、耕作放棄後 20 年以上が経過しているもので、森林に囲まれていた状況から容易に農地への復元も困難であると考えられます。

現況写真からも、農地として利用される可能性がないものにあたると見込まれ、また、事務取扱要領第 7 条に基づき現地調査を行ったところ、現況は自然林等でありました。

なお、地元自治会長の署名、押印した「事実証明書」も添付を頂いております。

担当農業委員は、〇〇〇〇〇委員です。

以上、東近江市非農地証明事務取扱要領第4条第1項第2号耕作放棄後20年以上経過し、荒廃地と化しているもので、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のないもの。したがって、この場合の現況は自然林等であるに該当すると判断いたしました。以上ご審議の程よろしくお願ひします。

5番

現地は国道421号線杠葉尾町地先の神崎橋の手前の林道甲津畠杠葉尾線の坂を少し上った所にあります。地目は畠で244平方メートル周辺は茶畠だったようです。先ほど事務局から説明がありましたとおり昭和49年頃から畠の手入れをされず現在山林化の状況です。農地の復元や利用される可能性がありませんので農地ではありませんので自然林が妥当だと考えられます。また林道の入口は柵がしてあり鍵もかかってあります。行事の時は柵を開けますが、普段は鍵がかかっている状況です。

議長

事務局の説明及び調査報告が終わりました。
本案について何かご意見はございますか。

御意見もないようですので、採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、事務局長の専決事項として処理しております報告第1号から第6号まで事務局に一括して報告を求める。

事務局

報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出の報告」について説明いたします。議案書12ページを御覧ください。

番号1幸町の住宅の案件について、市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告させていただきます。

次に、報告第2号「田畠転換等農地の形状変更届出の報告」について説明いたします。議案書13ページをご覧ください。

番号1につきまして、尻無町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地1筆、面積276平方メートルの田を畠として利用するに当たり、約10センチ盛土する形状変更を行う旨の届出があったものです。

番号2につきましても、尻無町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地1筆、面積269平方メートルの田を畠として利用するに当たり、約10センチ盛土する形状変更を行う旨の届出があったものです。

届出書及び農業経営計画書等の添付書類を完備しており、事務局長専決により、同意書を交付いたしましたので報告いたします。

次に、報告第3号「電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う土地利用協議について」説明をいたします。議案書14ページから18

ページを御覧ください。

番号1につきまして、大津市の電気事業者が送電鉄塔建て替え工事に伴い、五個荘三俣町地先及び五個荘小幡町地先の農地21筆、11,505.57平方メートルを、送電線鉄塔用地、並びに鉄塔建て替え工事に伴う作業用地として使用されるものです。

番号2につきまして、同じく大津市の電気事業者が送電鉄塔建て替え工事に伴い、五個荘清水鼻町地先及び五個荘山本町地先の農地10筆、4,995.97平方メートルを、送電線鉄塔用地、並びに鉄塔建て替え工事に伴う作業用地として使用されるものです。

なお、一部の農地において、実測面積が公募面積を超えている農地がありますが、地権者の同意が得られています。

いずれも農業上の土地利用への影響はないと判断いたしましたので、事務局長の専決により異議のない旨の通知をしております。

次に、報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」説明いたします。議案書19ページから23ページをご覧ください。

番号1から番号28まで、すべて相続により所有権を取得されたものです。

いずれの案件も農地法第3条の許可を要しないことから事務局長の専決により受理通知を交付しております。

届出人の「あっせん希望の有無」については、全て「無し」となっております。

次に、報告第5号「農地の貸借権の合意解約の報告について」説明いたします。議案書の24ページから27ページをご覧ください。

番号1から番号14まで、全て賃貸借権の合意解約でございます。合意解約内容につきましては議案書に記載のとおりです。

次に、報告第6号「市街化調整区域内における農家住宅の農業者証明の報告」について説明いたします。議案書28ページをご覧ください。

市街化調整区域内における農家住宅の農業者証明の報告について、1件の証明願がありました。

今回の申請は、農家住宅を建築するためのもので、滋賀県農林水産部長、土木交通部長からの通知である「市街化区調整区域内における農家住宅について」に規定されている農業者基準第4号に該当する農業者であることの証明願い드립니다。

要件といたしましては、農地所有適格法人の構成員で、その法人に10アール以上の農地について所有権もしくは使用収益権を移転し、または使用収益権に基づく使用及び収益をさせている者とされておりまして、審査いたしましたところ、申請者は農地所有適格法人の構成員であり、60.32アールの使用収益権を設定されており、要件を満たすことを確認しましたので、事務局長の専決事項として証明書を交付しております。

報告案件は以上となります。

議長 事務局の報告が終わりました。

報告第1号から第6号について何かご質問はございますか。
よろしいでしょうか。

議長 それでは、特ないようですので、これで報告事項を終わります。

以上で本日の議案審議はすべて終了しました。
これをもって令和7年度第7回（10月期）月例総会を終了いたします。

長時間の御審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議長

22番

23番